

議案第 12 号

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市立文教施設利用に関する条例(平成18年橋本市条例第107号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用者は、別表第1の2に規定する附属設備に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 利用者は、別表第2に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(使用料) 第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用者は、別表第1の2に規定する附属設備に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 利用者は、別表第2の1に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 利用者は、別表第2の2に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合があります。) 5割</p> <p>(2) 市外居住者が利用する場合 5割</p> <p>(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。 入場料等の最高額が 500円以下のとき 2割</p>

5~7 略

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があるとき、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第8条関係)

地区公民館基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前	午後	夜間
区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
会議室・研修室	1,139	1,139	1,732
和室	1,139	1,139	1,732
実習室	1,139	1,139	1,732

備考

(1)・(2) 略

(3) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。

素焼き 1回2,399円

本焼き 1回2,963円

500円を超え1,000円以下のとき 5割

1,000円を超えるとき 10割

6~8 略

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別の理由があるとき、前条第1項の使用料を免除することができる。

別表第2(第8条関係)

1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、山田地区公民館、恋野地区公民館基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前	午後	夜間
区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
会議室兼大研修室	1,139	1,139	1,732
和室(児童室)	1,139	1,139	1,732
実習室	1,139	1,139	1,732

備考

(1)・(2) 略

2 高野口地区公民館基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前	午後	夜間
区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
研修室1・2	1,139	1,139	1,732
創作室	1,139	1,139	1,732
多目的室	1,139	1,139	1,732

資料室	1,139	1,139	1,732
相談室	1,139	1,139	1,732
研修室3・4	1,139	1,139	1,732
研修室5	1,139	1,139	1,732
調理室	1,139	1,139	1,732

備考
(1) 利用許可時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用したときは、別に定める使用料を加算する。
(2) 利用時間の区分については、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)及び夜間(18:00~22:00)の3区分とし、各区分を連続して利用する場合は、区分間の時間も含めて利用できるとみなす。
(3) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。
素焼き 1回2,399円
本焼き 1回2,963円

附則に次の1項を加える。

3 令和3年10月1日から令和8年9月30日までの間においては、社会教育関係団体、市民サークル等で教育委員会規則で定めるものが別表第1から別表第3までの施設を利用する場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項から第5項までの規定は、適用しない。

(1) 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料(附属設備基本使用料を含む。)

(単位：円)

区分	利用時間		午後	夜間
	午前	午後		
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00		
2階大ホール	1,000	1,000	1,000	1,000
土、日曜日				

ル	平日		1,000	1,000	1,000
3階第1研修室			500	500	500
第2研修室			500	500	500
第3研修室			500	500	500
第5研修室			300	500	500
幼児室			500	500	500
和室研修室			500	500	500
視聴覚室			500	500	1,000
4階第4展示室			500	500	500
第5展示室			500	500	500
第6展示室			500	1,000	1,000
第7展示室			300	500	500
備品庫			300	500	500
美術品収蔵庫			300	500	500
準備室			300	500	500

備考

ア 利用許可時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用したときは、別に定める使用料を加算する。

イ 利用時間の区分については、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、午後(18:00~22:00)の3区分と

し、各区分を連続して利用する場合は、区分間の時間も含めて利用できるものとみなす。

(2) 地区公民館基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前		午後		夜間	
	9:00~12:00	13:00~17:00	13:00~17:00	18:00~22:00		
区分						
会議室・研修室	500	500	500	500	500	500
和室	500	500	500	500	500	500
実習室	500	500	500	500	500	500

備考

ア 利用許可時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用したときは、別に定める使用料を加算する。

イ 利用時間の区分については、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)及び夜間(18:00~22:00)の3区分と

し、各区分を連続して利用する場合は、区分間の時間も含めて利用できるとみなす。

ウ 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。

素焼き 1回 2,630円

本焼き 1回 3,250円

(3) 学校施設基本使用料

(単位：円)

利用時間	午前		午後		夜間	
	8:00~12:00	13:00~17:00	13:00~17:00	18:00~22:00		
区分						
教室(1教室につき)	100	100	100	100	100	100
屋内運動場	300	300	300	300	300	300
屋内運動場電気料	520	520	520	520	520	520
運動場	300	300	300	300	300	300

備考

ア 利用許可時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用したときは、別に定める使用料を加算する。

イ 利用時間の区分については、午前(8:00～12:00)、午後(13:00～17:00)及び夜間(18:00～22:00)の3区分とし、各区分を連続して利用する場合は、区分間の時間も含めて利用できるとみなす。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。